

第2回札幌市行政評価委員会

会 議 録

日 時：2023年7月3日（月）午後14時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 5号会議室

1. 開 会

●平本委員長

それでは、令和5年度第2回札幌市行政評価委員会を開催いたします。

まず、開会に当たりまして、事務局から連絡事項等があれば、いただきたいと思えます。

●推進課長

今日は、特にございませぬ。

2. 議 事

●平本委員長

それでは、早速、議事に入りたいと思えます。

次第にありますとおり、本日の議事は、令和5年度外部評価対象候補事業の論点整理についての1点でございます。

前回の委員会におきまして、今年度の外部評価対象になる事業について、資料1にありますとおり、合計で9項目14事業をピックアップしていただきました。

今後、これらの各事業につきましては、所管の課を呼んでヒアリング、最終的には、ご審議いただきまして、指摘事項を決定していくわけですけれども、今日の委員会では、その前段といたしまして、委員の皆様との間で各事業の課題を共有して、8月に予定されているヒアリングに当たって、委員会として押さえておくべきこと、聞いておくべきことといったような問題意識、あるいは、課題を共有したいと思っております。

したがって、今日の会議は、事務局におきまして各事業所管から事前に資料等を収集していただいております、それを1項目ずつご説明していただきながら、どんな点が論点になり得るのかということにつきまして、この委員会として確認しておくべきポイントを押さえていただければと思っております。

その結果として、場合によっては、この事業は、特段、委員会として評価する必要がないかもしれないというような項目があれば、今日の委員会で対象から外すということもあり得ると思えます。

もちろん、各事業とも問題が山積しているというようなことであれば、対象事業候補を全体的に減らして、課題のある事業の検討を優先するというようなこともあり得るかと思っております。

いずれにいたしましても、今日は、何かを決定することではないのですけれども、行政評価委員会として、各事業の課題、認識を共有いたしまして、最終的に8月のヒアリングで聞き取りたい項目を選定していければと思っております。

何か事務局から補足はございますか。

●推進課長

今の委員長のご発言を踏まえて、2点補足させていただきたいと思えます。

1点目は、仮に、今回、評価対象事業の対象外となった場合に、実は、今年度、2次評価というのですけれども、事業所管部局に対して、指標の設定状況や必要な見直しの検討依頼を我々管理部門が行う機会を設けたいと思っております。

したがって、例えば、本日の審議で評価対象から除外となった事業につきましても、責任を持って庁内で今後しっかり検討するよという事で、庁内部局に我々から依頼することを想定しているところでございます。

もう一点は、次回の委員会でのヒアリングの進め方でございます。

事前に日程調整をさせていただいて、次回の委員会は8月4日の午後を想定しているのですけれども、本日の議事を踏まえて、委員会として必ず聞いておきたい事項は、明日以降、我々から事業所管課にご連絡をして、ヒアリング当日にそれをちゃんと答えるよという事にしたいなと思っております。

というのも、昨年度、ヒアリングを行った中で、所管局によって、説明がある、ない、あるいは、所管局の説明のポイントも、ばらばらだったこともあるので、そこら辺のルールを統一化して、今年度は、今日の委員会でこれだけは聞いておこう、これだけは当日原局に話をしてもらおうよということをまずは回答していただきたいなと思っております。その上で、委員の皆様からそれぞれ追加質問等をしていただければなと思っております。

したがって、去年は事業所管課に細かい一問一答みたいなものを事前に文書でいただいていたのですけれども、そこまではしないよにできればなと思っております。

ただ、当然、今日の審議の過程で、これはデータで欲しいよねというよなものが出てくるかと思っております。そういったものは、事前に文書やデータで補足資料として出してくださいよにできればなと考えております。

また、本日の委員会が終わった後も、個別に統計資料等を出してもらよというよのは、随時、事務局に今週末ぐらいまでに言っていただければ対応させていただきますのでよろしくお願いたします。

私からは、以上でございます。

●平本委員長

昨年度のヒアリングのときに、担当課によってばらつきがありましたので、それを踏まえて、今年度はできるだけ同じよに回答していただくよことを事務局でお考えいただいたよということでございます。

それでは、今日の資料についてご説明をいただきたいと思っております。

●推進課長

それでは、本日お配りしている資料1に基づきまして、評価対象候補事業の概要評価のポイントをご説明させていただきますと思っております。

まず、資料1の1ページです。

今、平本委員長からもご説明がございましたとおり、第1回委員会にて対象候補事業として選定された事業の一覧を示しております。

大きく上のほうが事業系、下のほうが施設系というふうに区分しております。

事業系としては大きく5項目ありますが、そのうちナンバー1の女性活躍・子育て支援関係、それから、ナンバー3の文化振興関係は、それぞれ3項目ずつつくられております。

また、施設系としてはナンバー6からナンバー9までの4項目がありまして、国際交流関係の施設は二つに分けて記載をしてございます。

施設系の下ナンバー6からナンバー9までの項目の4項目は、いわゆる指定管理者制度による運営でございます。

指定管理者制度というのは何かと申しますと、公設民営型の施設でございまして、公共施設の管理を行わせるために、ケースによって株式会社もあれば市の出資団体もあるのですけれども、これら民間団体に包括的に管理運営を代行していただくというものでございます。札幌市の場合、合計423の施設でこの指定管理者制度が導入されております。

これらの施設は、施設について定めた条例に掲げる目的に沿って管理運営業務を担っていただくほか、目的に資する場合は、指定管理者が自らの提案で企画、実施できるという自主事業というものも認めているものでございます。

なお、事業系の中にも、例えば、さっぽろ天神山アートスタジオや500m美術館など、施設のようなものも含まれておりますけれども、これらは札幌市から直接事業を委託しているものでございます。

指定管理者制度は、各団体に施設の管理運営の権限があるのに対し、事業系に記載するさっぽろ天神山アートスタジオなどは、あくまでも札幌市がこれらの権限を有するという違いなどがございます。

利用料金を取る場合と取らない場合がございましてけれども、指定管理者制度は、利用料金を取ったら、その利用料金は指定管理者の収入になります。上のほうの事業系の場合は、利用料金を取ったら、それは札幌市の直接の収入になるといった違いがございまして。

こういったような違いから、大まかに区分するために、今回、事業系、施設系を分けて以降の議論をお願いできればと考えております。

続いて、資料1の2ページ目には、評価の視点ということで、これまでの委員会でも触れさせていただいてございますが、幾つか評価の視点のポイントとなるものを挙げております。

必要性、有効性、効率性、担い手、公平性、事業水準、それから、指標の妥当性、施設系の場合は、これらに加えて利用率、地域性、公共性といったような観点も加えさせていただき、これらの視点も参考にさせていただきながら評価を実施していただければと思います。

それでは、続いて、1項目ずつ、選定候補となっている事業の論点、あるいは、事業

概要等についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この資料のつくりでございますけれども、資料の3ページ目をご覧くださいと、第1回の委員会で出たご意見、また、それを基に論点・ポイントというのを、仮に置いているものでございます。

このほか、空白ですが、下の項目に所管部局のヒアリング項目という欄を用意しておりますので、本日の委員会の議論を踏まえ、委員会として必ず確認すべき事項などを整理していければと考えております。

なお、本日は、別添資料として、資料2-1、資料2-2というA3判の横長のエクセルの資料を用意してございます。これは、各事業に係る令和元年度から5年度までの予算決算額の推移、あるいは、指標の達成状況、達成度というのを年次で示しておりますので、お配りしております。

令和元年度から用意しておりますのは、ぎりぎりコロナ禍前ということも含めて比較していただくということでお配りしております。

加えて、それぞれ補足資料として、各事業の行政評価調書、あるいは、事業概要等もお配りしておりますので、これらの資料を織り交ぜながらご説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、一つ目、事業系のナンバー1、女性活躍・子育て支援関係の三つの事業についてご説明をいたします。

これは、三つの事業がくくられておまして、事業ナンバー1-1として、市民文化局男女共同参画推進室が実施いたします男女がともに活躍できる職場づくり応援費、事業ナンバー1-2として、経済観光局経営支援・雇用労働担当部が実施します女性の多様な働き方支援窓口運営費、事業ナンバー1-3として、子ども未来局子育て支援部が実施する父親による子育て推進費、以上の三つの事業を類似項目ということでくくって議論できればなというふうに思っております。

前回の第1回委員会での主なご議論といたしましては、やはり、複数の部局で女性活躍に関わる事業が行われているという点で、効率性の観点はどうなのだろうか、また、事業によっては成果指標が設定されていないものがあったり、あるいは、普及啓発の仕組み、実施手法等に課題があるのではないかとといったようなご意見などをいただいたところでございます。

それを踏まえて、今後の論点・ポイントとしては、資料1の3ページに記載しておりますが、複数の部局にまたがる取組について、効率的に事業をどのように行うことが可能か、あるいは、女性活躍という大きな施策目標に向かって市としてどのような指標設定や事業構築が有効か、あとは、個々の事業についてどのように効率的、有効な企画とできるかといったような点を挙げております。

別途、お配りしている資料に基づいて、個別の事業概要を補足させていただきます。

まず、ナンバー1-1の男女がともに活躍できる職場づくり応援費は、今、画面でも

お示ししますが、A4判横の補足説明資料というものを配付しております。

この事業ですけれども、大きく分けると、左側に市民、企業への意識啓発、右側に企業に対する支援というような大きなくくりとなっていて、合計900万円で行っている事業でございます。左側の普及啓発、フォーラム関係等が主に約500万円、右側の企業支援の関係が約400万円といったような事業でございます。

左側の普及啓発の関係でいきますと、オンラインフォーラム、家事、育児のシェアに係る動画作成、それから、冊子の配布といったようなものを行っております。

右側がメイン事業と言ってもいいかと思うのですが、ワーク・ライフ・バランスplusという認証企業を増やしていこうという取組でございます。

こちらは、女性活躍の推進に関して行動計画を策定するなど、幾つかの項目に合致する企業に対して市が認証を付与しており、その認証をさせると、インセンティブとしまして、契約や融資の制度上の優遇、さらに、子ども未来局というところで行っていますが、育児休業助成金の支給等が受けられるというものでございます。

原課では、この認証企業を増やしていこうということで、企業訪問の委託を行っております。令和2年度末では609社が認証されております。現時点では912社ということで、認証企業数は増加傾向にあるという報告をいただいております。

論点・ポイントのところでも触れておりますが、指標設定としましては、最新の令和4年度の行政評価調書によりますと、フォーラム等の男性参加率、さらには、認証企業数を活動指標として定めているのですが、成果指標としては、男性は仕事、女性は家事や育児という考えに賛成の人の割合が挙げられております。

ですので、活動指標と成果指標の間のロジカルなつながりがどうかということも一つのポイントとなってくるのかなと思っております。

また、こちらの事業を企画している市民文化局男女共同参画室は、女性活躍に関し庁内の調整役という位置づけでございまして、論点・ポイントのところでも触れられております他部署との連携した取組といったようなところもこの補足資料の右下に記載していただいておりますので、参考にしていただければと思います。

続きまして、事業ナンバー1-2、女性の多様な働き方支援窓口運営費でございます。

こちらは、黄色い補足資料が入っているかと思っておりますけれども、札幌駅北口のエルプラザに男女共同参画センターが入っているのですが、このエルプラザにここシェルジュSAPPOROという施設を平成30年10月に開設しております。約5,700万円の予算で、ここシェルジュSAPPOROという窓口運営を委託しているということでございます。

こちらでは、女性の就業を支援する窓口として専任のカウンセラーを配置して、就労と保育の相談を一体的に行うことを可能にしているというものでございます。

こちらの2ページ目にありますけれども、個別相談や出張相談のほか、職業体験の機会を設けたり、あるいは、セミナーを開催したりということで、子育て中で一回りタイ

アされて復職を目指す女性をはじめ、転入されてきた女性など、女性の就職のお世話というか、職業体験をしたり、人手を求めている企業とのマッチングをしてセミナーをしたりというような形で開催しているものでございます。

指標の設定については、令和4年度から新規登録者数を指標化したようですが、令和3年度から令和4年度にかけて周知方法を見直して、新規登録者数が約500人から約1,000人に倍増しているということで、登録者数という点では成果を見せているというところでございます。

最後に、事業ナンバー1-3の父親による子育て推進費でございます。

令和4年度の事業概要は、補足資料のチラシにございます。パパのためのHappy子育て講座ということで、全ての区役所で、いわゆるイクメン講座、父親が子育てに参画するためのアドバイスを行うような講座を開催しているというところでございます。

全ての区役所、10の区役所で1か所ずつ講座を行ったということですが、評価調査に記載しているのですけれども、募集定員を上回る応募があったということでございます。

指標設定としましては、令和4年度からこういった教室の参加者が育児に対してどのように行動変容したかを取得していきたいというところでございました。

先ほどご説明した男女共同参画室でも、家事・育児シェア動画のようなフォーラムも行っておりますが、こちらの事業も、こういった支援講座を行っている、というところでございます。

以上が女性活躍・子育て支援関係の各事業でございます。

資料1にお戻りいただいて、3ページの論点のところ、あるいは、ヒアリング項目、こちら辺を本日ご審議いただいて整理できればなというふうに考えております。

以上でございます。

●平本委員長

事業ナンバー1-1からナンバー1-3までご説明していただきました。

今、田中課長からご説明をいただきましたように、既にこの資料1には、今後の論点・ポイントというところについては何項目か書いていただいております、今日、皆様方にご議論いただきまして、所管部局へのヒアリング項目という空欄になっているところ埋めるといいますか、少し厚みを持たせまして、8月のヒアリングに備えたいということでございます。

まず、事業ナンバー1-1からナンバー1-3、女性活躍・子育て支援関係というふうに三つを一つにくくっているのですけれども、個々の事業でも構いませんし、全体をまとめてのご意見でも構わないのですが、事業ナンバー1につきまして、ご意見等があればご自由にご発言をいただきたいと思います。

前回は、論点・ポイントの1ポツ目のところにありますように、幾つかの部局にまたがってこういった施策が展開されているのだけれども、重複、あるいは、分かりにくさ

はないのかというようなことはヒアリングを通じて確認すべきことではないかなと思うのですけれども、もう少し個別具体的なこと、あるいは、もちろん大きいことでも構いませんので、お気づきの点があればご意見をいただければと思います。

成果指標等についてでも構いません。いかがでしょうか。

●本間委員

同じような子育て中のお母さんに対するセミナーというのは、恐らく、厚労省でもやっているのですよね。多分、ここでもやっているのですけれども、その辺を連携してできないものなのかというところで、厚労省だったり道がそれぞればらばらでやっているのです、もう少しまとまって連携して実施すると効率的ではないかなと思います。

それから、子育て中のお母さん向けに何か開催するということが非常に多く感じています。多分、ネックになっているのは企業で働く男性の労働時間の問題だと思うので、そこをどうやったらアプローチできるのかというのは私も分からないのですけれども、その部分に働きかけるようなものがあるといいなと感じています。

札幌市のワーク・ライフ・バランスの認証に関していうと、ステップ1は非常に簡単に認証が取れるのです。ステップ2になると、次世代法に基づく行動計画と女性活躍推進法に基づく行動計画の二つの行動計画を策定しないとイケないので、若干ハードルが上がるのですけれども、ステップ1はA4判の1枚の紙にチェックをつければほぼ誰でも取れるという内容になっているので、もう少し効果のあるようなものができるといいなと思います。

●平本委員長

一つ目が、札幌市の中の縦割りだけではなくて、行政のいろいろな連携、二つ目が、父親の労働時間のほうが実は問題になっているのではないかと、それについてどういうふうにアプローチできるのか、それから、認証制度のステップ1がかなり甘いというか緩いので、もう少し実効性を持たせたほうがいいのではないかなというようにご意見でした。

これは、ヒアリングのときは誰に聞いたらいいのでしょうか。

●推進課長

三つの部局があるのですけれども、市民文化局男女共同参画室が女性活躍の総取りまとめ、庁内調整役を行っておりますので、そこに答えてもらえば大丈夫かなと思っています。

●平本委員長

では、一応、総取りまとめをやっている市民文化局に今のようなことをお尋ねして、やっていることもあるでしょうし、まだ不十分なこともあると思うので、少しお教えていただけるといいですね。

ほかにはどうでしょうか。

●小島委員

ナンバー1-1が成果指標と活動指標がつながっていないというか、そもそも活動指

標の設定がどうなのだという話もあるのかもしれませんが、成果指標が男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合を下げたいということだと思うのですけれども、それがこの事業の目的なのか、ということです。

多分、女性が働きやすい環境づくりは何か、そういうものになるのではないかと思います。この成果指標を設定しているということがおかしいのではないかと思います。

あとは、活動指標に、イベントの参加率というものがありますが、率がいいのか、絶対数がいいのかという話もあるのかなと思います。

もう一つは、認証取得企業が増えることで成果指標をどうしたいのかというつながりが、もちろん認証企業数が増えることはいいことなのだと思うのですけれども、その結果としてどういうロジックを描くのかという、最後の目指すべきゴールにどういうふうにつながっていくのかというところのつながりが見えないなというところがあるので、その辺りは丁寧に説明していただけるといいのかなと思います。

これだけ見ると、市民の方が、市として何を目指しているのかが分からないのではないかと、ということがちょっと気になるなというところではあります。

もう一つは、ナンバー1-2に関して、今日、現地に行って話を伺ってきたのですが、この数が増えていくこと自体はいいことだとは思いますが、単純に就労した方が増えればいいのかどうかとか、いわゆる基本的に育休中の方を想定されているので、夕方5時までで終わるような支援内容になっているみたいなのでも、そのような矮小化したターゲットでいいのかなというところが気になったところではあります。

その辺りが、実際に絞り過ぎてかえって限定的になっているのではないかと、少しあるのかなと思ったので、これは評価調書には出てこないところではあるのですが、確認ができればいいのかなと思っています。

やろうとしていること自体は非常にいいことだと思うのです。今育休中の女性がこれから働き出しますよというときに、保育所とセットでサポートしますということ自体は非常にいい取組だと思うのですが、ただ、変に矮小化し過ぎていて、ポテンシャルが生かし切れていないような気が拝見して思ったところでした。

●平本委員長

ナンバー1-1については、活動指標と成果指標がロジカルではないということ、それから、最終的にこの認証企業数の増加によって何が実現されることが大事なのかということのイメージがこの成果指標だと分からないのではないかと、ということですね。

ただ、ナンバー1-2については、小島委員は矮小化とおっしゃいましたが、もう少し利用しやすいように時間を広げるであるとか、休日に実施するというのも視野に入れて、せっかくいいメニューなのだから、もっと利用してもらえるような方策について考えられないのかということをお尋ねしたらどうかというようなイメージでよろ

しいですね。

●小島委員

そうですね。今は昼しかやっていないのですが、働きながら利用したいという人たちもいると思いますので、もう少しうまくフォローができるといいのかなと思います。

●推進課長

一応、写真にあるとおり、利用時間は火曜日から土曜日の9時から5時です。

●平本委員長

例えば、歯科クリニックなどですと、水曜日と金曜日は夜遅くまでやっていたりというようなことも含めたというイメージですよ。

●小島委員

そうですね。例えば、旦那さんが帰ってきてから行きたいみたいなこともあるのかなと思うので、この辺、絞っているのだということなのかもしれないのですが、せっかくいいサービスなのにもったいないなと見ていて思ったところでした。

●平本委員長

ほかにはいかがでしょうか。

●飯田委員

質問ですけれども、事業ナンバー1-1の令和4年度行政評価調書の活動指標について、先ほど、これは指標として適切かどうかというご指摘もあったところですが、指標名がフォーラム等の男性参加率で、40%ぐらいと書いてあるのですが、これは、フォーラムに参加した人のうち、男性と女性で分けて男性がこの割合ということでしょうか。

●推進課長

全体参加者が100人であったら、男性が32人であった、ということだと思います。

●飯田委員

男女の比率という意味なのですね。

●推進課長

そうですね。できる限り男の人を増やしていきたいということなのだろうと思います。

何のフォーラムを対象にしているかということのも当然あると思うのですが、女性活躍のフォーラムとかセミナーをやると女性ばかりの参加になるというところに対して、男性の参加を上げていきたいという趣旨かなと思っています。

●飯田委員

質問に対しては分かりました。

●平本委員長

男性も女性も参加できるようなフォーラムをやるのもいいのだけれども、これは女性向き、これは男性向きというふうに絞ってもいいとは思っていますよ。

活動指標が本当にこれでいいのかというのは小島委員もご指摘されていますし、飯田委員もそういうふうにお考えなのかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

●内田副委員長

ナンバー1-1に関係してなのですけれども、一番分かりやすいと個人的に思っているのは認証取得企業数が活動指標で、かつ成果指標になっているのかなと思っています。行動計画を書かないとなかなか取得できないと言われていましたけれども、どういう内容になっているのか。一番いいのは、例えば、この企業では女性が占める役員の割合を無理やりでも上げないと駄目だよという、大学でも今そういう動きがすごく出ているのですけれども、そういう企業をちゃんと認証しているのであればそれが成果になっていいのかなと思うのですけれども、その認証基準と成果の関係は、今の成果指標だとふわっとしているというか、セミナーに来ている人に聞いているので、もう既にバイアスがかかっていますよね。

それが成果になるかという、恐らく、チョイスベースとバイアスみたいなものがあって、ですから、どういうふうな認証をやっているのか、ハードルが結構高いかもしれないですけれども、どういうことをやるのかなとお聞きしたかったです。

●本間委員

ステップが1から3まであるのですが、ステップ1は、アンケートというか、今、会社の中で行っている時短や働き方改革に関するような両立支援などに10個チェックがつくと認証されるので、基本的にはどんな会社でもほぼほぼ認証されます。

建設業なんかは、経審の関係で非常に登録されている企業が多いのですけれども、ステップ2になると厚労省で実施している次世代法に基づく一般事業主行動計画という10人以上の企業が策定しなければいけないという、いわゆる社内の中で両立支援、子育てとの両立をする上で、会社としてこういうことに取り組みますよみたいなものを厚労省で課しているのです。

また、女性活躍にも同じようなものがあって、両方策定して労働局に届出をしていないとステップ2は取れませんという内容なのです。

厚労省の行動計画は、女性の登用というところまで、自分で率を決めて目標を立てるのですけれども、先ほどおっしゃったような役員の比率とか管理職の比率というところまでそれほど強制的にはしていないので、個人に働きかけるより企業に働きかけないと何も動かないような気がしているので、もう少し札幌市でも独自の何かがあってもいいのかなと思うのです。

ステップ3は、それらの行動計画に加えて法律を上回るような取組を、例えば、育児介護休業を長く取れるというような制度を取っている企業が取れるという内容になっています。

●平本委員長

本間委員、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

●谷口委員

私は、ナンバー1-2のここシェルジュSAPPOROにたどり着くルートをどういうふうに考えていらっしゃるのかというのは気になることです。もともと広報自体にどれぐらい力を入れていらっしゃるものなのか、そこに参加されている方が実際にどういうルートでここにたどり着かれているのかというのを何らかの形で整理されているのかというのをお聞きしたいと思います。

●平本委員長

いつも話題になる行政の広報ですけれども、せっかくいいことをやっているのに十分周知されていなくて、知っている人は利用できるけれども知らない人は最後まで知らないというような状況は、できるだけ解消していきたいというご趣旨かと思えます。

これはぜひお尋ねしたいと思います。

ほかにはどうでしょうか。

●内田副委員長

よく分からないのですけれども、ナンバー1-2やナンバー1-3は関連法令や条例、要綱が空欄になっていて、公金を使うのにそういうものがないというのは、どういうことですか。

●推進課長

自主事業、いわゆる札幌市が財源の中で自由に実施できる事業という位置づけもありますので、必ずしも法令がないとできないというわけではないです。市が必要に応じて施策に基づいて行っていくってところはあり得るかなと思います。

●平本委員長

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

そうしますと、今、委員の皆様からご意見をいただいたことをヒアリングで、特に市民文化局に横断的なことについて中心にお答えいただき、個々の施策については各原課にお答えいただくということにできたらいいかなと思います。

それでは、今いただきましたご意見を8月にヒアリングを通じて聞き取りたいと思います。

それでは、次に、事業ナンバー2の交通安全対策関係につきましてご説明をいただきたいと思えます。

●推進課長

資料1の4ページ、事業ナンバー2の市民文化局地域振興部で行っております交通安全対策費についてでございます。

第1回委員会では、特に交通安全運動推進委員会という委員会への補助金ということで、補助金が1億7,000万円という額でございました。この金額が非常に多い中で、ちゃんと評価調書、指標設定がなく、どのように役立っているのかが見えにくいよねといったご指摘などがございました。

それを踏まえて、論点・ポイントとしては、一旦ですが、この事業のあるべき姿、それに基づく事業構築はどうあるべきか、あるいは、予算額の大部分を委員会への補助金が占めているがその水準は妥当かといったようなことを挙げております。

こちらは、補足資料としまして、推進委員会の組織図、令和4年度の事業実施報告書などを収集しております。

まず、組織図をご覧くださいますと、全市の札幌市交通安全運動推進委員会というのがございます。会長が秋元市長であり、昭和37年から設立しているもので、市と警察等々が構成機関に入っております。こちらは、全市のほうは事務局専任が4人いるというようなことでございます。

この委員会は、下の点線で囲まれている区の交通安全運動推進委員会というのがあります。10区にこの委員会があるということで、これも右側に書いてあるとおり、事務局長、それから、交通教育指導員という方が各区に合計4人ずつ、合計40人いるということでございます。

このほか、下のほうに行ってくださいと、交通安全母の会、スクールゾーン実行委員会等々、関連団体にも一部助成金を交付しているような事業でございます。

事業実施報告をご覧くださいますと、事業実施報告にいろいろな事業の内容が記載されておりますけれども、主には、2ページ目、3ページ目にありますとおり、交通安全教育の実施ということで、小・中学校に自転車のルール、マナー等を教えに行ったり、あるいは、最近は高齢者の歩行事故が多いということで、高齢者に対する交通安全教室みたいなことを老人クラブ等々に出向いて行っておられるということでございます。

追加で、今回、令和5年度の収支予算書をいただきました。

こちらは収支予算書で、簡単な予算書で恐縮ですけれども、特に支出の部をご覧くださいますと、事業費ということと、その下の事務局運営費というふうに大きく二つに分かれてございます。

事業費が約1億4,900万円で、事務局運営費が2,200万円です。事務局運営費は、先ほど言った全市の交通安全運動推進委員会で雇われている人件費や、下のほうに行ってくださいと、物件費みたいなものが幾つか入っております。

上のほうが事業費でございまして、実は、事業費の大きいところが、教育事業費、地域活動支援事業費、区事業費という大きな三つが7,000万円、5,600万円、1,000万円となっておりますが、この教育事業費と地域活動支援事業費の中に、先ほど申し上げた各区で活動されておられる方の人件費分も入っております。

予算書を見て、交通教育でどのくらいのお金、交通安全の啓発費でどのくらいのお金、

といったことが分かるかなと期待したのですけれども、この予算書を見る限り、少し分かりづらいかんと思っています。

また、令和4年度の行政評価調書をつくっていただきましたが、この評価調書によりますと、活動指標が交通安全教室の実施人数、それから、成果指標は事故発生件数を挙げているところがございます。発生件数を少しずつ少なくしていこうというような内容となっております。

交通安全推進関係費は、以上でございます。

●平本委員長

ただいまのご説明につきまして、ご意見等があればいただきたいと思えます。

どういうことを具体的にやっているのか、資料にいろいろ書いてあるのですけれども、どこに何が幾ら使われているのかということが今回のご説明でもよく分からないので、これでいいのでしょうかという素朴な疑問なのです。

●推進課長

恐らく、交通教育や交通安全というのが、各区役所に設置している区の実行委員会、交通安全運動推進委員会というところで行っていますので、それが全部事業費の中に入っているのです。ですから、人件費なのか事業費なのか分かりづらいような形になっています。

●内田副委員長

その点ですけれども、会計的に事業費に人件費が入るのはあるのですか。

●小島委員

市役所と民間企業では違うのですが、先ほどの予算書でいうと、地域活動支援事業費の中に人件費と活動助成金をごちゃ混ぜになっているので、これは内訳がないと何に使っているのかが分からないのかなと思います。

また、指導員や事務局長というのは誰というのがよく分かりません。多分、警察OBだと思うのですが、もう少し細かい情報があるはずなので、それは欲しいです。

あと、収入のところですが、この補助金からいうと、ほぼほぼ札幌市がお金を出しているということですね。

●推進課長

そうですね。

●小島委員

要は、ほぼほぼ人件費でとなっているので、そこが結局どういうことかという話と、もう一つは、この事業は、恐らく、日本全体として交通事故の死亡者数みたいなのが減ってきていますという大きな流れがある中で、この方たちの活動というのも当然影響はしているのでしょうかけれども、今やっている事業をゼロにしましたという状態にしたときに交通事故が増えるのかというと、多分、増えないですね。

そういう状況の中で、この方たちがやっている寄与度が測りづらい状況で、しかも、

昭和30年代から続いている事業で、要するに、全国で1年に2万人とかが事故死していた時代からの事業ですよ。今、全国で3,000人を切る状況でだいぶ減ってきて、同じではなくなっている状況の中で、従来どおりのやり方を継続する必要があるのかどうかというところが気になるのかなというところでしょうか。

●平本委員長

おっしゃるとおりで、かつては交通戦争なんていう言葉があって、年間の交通事故死亡者が1万5千人を超えるという、その中で愛知県と北海道がいつもワーストを争うというような時代が長く続いたわけですよ。

その頃の問題意識と時代の背景も大分変わり、車の安全性も高まり、そういうもろもろのことでどうなのだということかと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

●谷口委員

市の会計処理は詳しくないのですが、多分、人件費は、雇われている方の分は人件費として計上されますけれども、外部に委託業務でお支払いする分については事業費の中で処理される可能性もあるかと思えます。ただ、内訳として、積算の根拠として人数と金額をここに備考として載せていらっしゃるのではないかなと推察をいたします。

●平本委員長

ほかにございませんか。

●内田副委員長

直感的には、私の家の前が小学校なので、PTAの人やボランティアのおじいさんとかが車を止めて渡らせたりというのをやっていて、そういったところの貢献がすごい大きいように感じているので、それでこの成果指標が、交通事故が減っているを全部この事業で実施できているかのように書いているのは違和感があります。ボランティアでやっている方たちとかにも本当はお金をあげたいなど、すごく頭が下がる思いで毎日見ているのです。私の家の前で毎日おじいさんがヘルメットをかぶってやっていただいています。

●推進課長

正直、そこのつながりが調書を見てもよく分からないなというのがあって、恐らく、教育委員会では、PTAや町内会のほうでボランティアを出されたりというような形で頑張っておられると思うので、そこら辺は確認してもいいかもしれないなと思っていました。

●平本委員長

ああいうボランティアで、かつて緑のおばさんと言った方々の指導なんかはこの予算が使われているのですか。

●推進課長

そこも確認していただけるといいかなと思えます。

●小島委員

恐らく、一部は使われてはいるとは思いますが、要は、その人たちに払う額は本当に微々たるものなので、そうではないところに使っているのだろうなというところです。

●本間委員

恐らく、学校のPTAで回しているような気がします。基本的に無報酬ですね。

●小島委員

結局、寄与度がどこに寄与しているのかというのが見えないよなと思っていて、先ほど内田副委員長がおっしゃったように、恐らく、そういう細かいボランティアなり、お金をもらってなくて動いている人たちの寄与度がすごく高いのかなと感じています。

では、お金をもらって動いている人たち、指導員と事務局長の40人というのがどれぐらい寄与しているのか。この人たちの人件費が圧倒的に多くて、支援事業費5,600万円の内訳がよく分からないので何とも言えないのですが、単純に足し上げればこれで1億2,000万円だからかなりの量を占めているので、本当に寄与しているのかなと思います。

あるいは、この人たちが1年間にどれぐらい動いているのかというところがデータとして欲しいです。

●平本委員長

ほかにございませんか。

●本間委員

各区で10人ずつ配置されていますが、10人にする必要はあるのでしょうか。基本的には、各区で同じことですよね。各区によって違うことをする必要がないので、こんなに要らないのではないかなと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

●推進課長

区の規模によって違いはあるかと思うのですが、一律で同じ人数が要するという認識のもと、多分、このような予算書になっていると思うので、その辺は確認してみましょう。

●平本委員長

ほかにございませんか。

●谷口委員

札幌市だけがこのような事業をしているわけではなくて、各市も全国的に同じように活動をされているのではないかなという気もするのです。そのときに、この事業をここで評価するのもどうかなという思いがあります。

評価するときに、ほかのところでやっているのとある程度横並びでやっている事業であれば、ここで独自に札幌市だけでこれはどういうふう考えたらいいかというのを議論してもいいものなのかというのが分からないです。

●推進課長

例えば、法定受託事務という、生活保護業務や介護保険業務などは、一律で国からや

り方が定められているのです。そういうものについては、恐らく、札幌市でここをこうしたいと言ってもなかなか見直しというのができにくいのかなというふうに思っています。

この交通安全のものというのは、ご指摘のとおり、恐らく、いろいろな自治体でいろいろな工夫をしながら、地域の市民の皆さんの安全を守るために交通安全対策事業というものをやっておられるかと思うのですけれども、そのやり方自体は自治体の任意になってくるかと思えます。札幌は政令市ですので、やはり政令市同士で比較することが多いのですが、例えば、次回のヒアリングで、ほかの政令市の状況はどうかということをお聞きいただいて、それと比べてどうなのでしょうねというような議論があってもいいのかなと思います。

●平本委員長

ちなみに、関連法令等のところに違法駐車防止等に関する条例というのがあるのですけれども、これは、緑の服を着た駐車取締りをやっているような、あれはこれとは全く関係ないのですよね。

この事業で違法駐車啓発とかはやっているのですかね。

●小島委員

紙とかを配るとするのはやるのかもしれませんが、どちらかという、交通事故のほうかなと。ただ、先ほどご指摘があったように、全国交通安全運動というのが年に4回開催されていて、それは、国からみんなやっているという中には入っていると思います。

札幌市の場合だと、各区に事務局長が1人、指導員が3人いるみたいな体制が組まれているのではなかろうかと推察するので、そこまで厚い体制がいるのか、さらに、札幌市の場合でいうと区によって人口が違うという状況の中で、この数が適切なのかということところです。人口比で言えば少なくともいいところもあるかもしれないです。

●平本委員長

昭和37年からできている組織委員会でもありますし、一度、実態を明らかにした上で、見直しが必要ならそういうことも検討しなければいけないのかなということも雰囲気としては感じたのです。

●小島委員

恐らく、警察OBが担っているのではないかなという気がしていて、別にそれが全部悪いとは言わないのですけれども、この人数が要るかどうかというのは一回見たほうがいいのではないかと思います。

●平本委員長

では、そういうことをヒアリングで確認したいと思います。

ほかに、何か追加でお尋ねしたいことはございますか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

それでは、次に、ナンバー3の文化振興関係3事業についてご説明ください。

●推進課長

資料1の5ページの文化振興関係費でございます。

三つの事業が文化振興の中に入っております。

まず、第1回委員会での議論についてです。

事業ナンバー3-1の文化芸術振興費は、予算額や各種団体の補助金が多いのではないか、そのチェックが必要ではないかというものです。

事業ナンバー3-2のさっぽろ天神山アートスタジオは、かなりいろいろと話題になりました。特に、市外のアーティストが滞在していることが多いということですが、目的が市民との交流ということですので、それがどのように行われているかというものです。

事業ナンバー3-3の500m美術館ですが、こちらはかなりご議論がありまして、場所の問題も含め、規模としてどうなのだろうかというようなお話がございました。

これらを踏まえた今後の論点・ポイントです。

くくられているのですけれども、別々に整理せざるを得ず、ナンバー3-1の文化芸術振興費については事業水準の妥当性、適切な指標設定、どうあるべきか、ナンバー3-2は、さっぽろ天神山アートスタジオについて、アーティストと市民との交流という事業目的に照らしどのような成果が上がっているか、ナンバー3-3の500m美術館は事業水準か、場所も含め、在り方をどう考えるかということ です。

各事業概要の補足です。

まず、ナンバー3-1の文化技術振興費ですが、A4判2枚物の資料がございます。こちらは、複数の異なる事業が束ねられた事業になっております。まず、市民ロビーコンサートというもので、昼休みに市役所1階のロビーに音楽家の方たちに来ていただいて演奏を行っていただいております、オフィス街での貴重な潤いの場となっております。約130万円の予算規模で行っております。

2点目ですが、札幌芸術賞・文化奨励賞という表彰制度を設けております。昭和40年代から設けられたもので、文化振興に貢献が個人あるいは団体の方に賞を付与しております、約100万円強の予算額でございます。

3点目ですが、おおば比呂司記念室というものです。札幌出身の画家、漫画家でありますおおば比呂司さんの業績をたたえ、大通西13丁目にあります札幌市資料館の一室におおば比呂司記念室を設け、60点ほどの資料を展示しております。運営費は約550万円です。

次のページをめくっていただいて、大通情報ステーションです。こちらは、昨年度に対象としまして、今、見直しに向けて検討中ですので、除外させていただきます。

次ですが、文化芸術団体への補助金でございます。

札幌市民芸術祭のほか、文化団体協議会、演劇、写真、美術、能楽ということで、6団体に補助金を交付してございます。この補助金の交付額の合計が2,900万円となっております。このうち、芸術祭が一番多く、約2,000万円程度だったかと思いますが、その他の団体にも補助金を交付しております。平成18年以前は12団体あったのですが、18年度で6団体への補助金を廃止し、現在はこの6団体が残っております。

その他は、情報発信などということですが、額面として多いのは補助金ということです。

次に、ナンバー3-2のさっぽろ天神山アートスタジオですが、事業費が約4,300万円ほどでございます。事業概要のところに掲載しておりますが、豊平区にあります天神山に平成26年から開設しております。国内外のアーティストが札幌に滞在しながら創作活動を行うスタジオということで、市民とアーティストとの交流機能を併せ持つ施設となっております。第1回委員会で利用者の内訳を確認していただきましたが、大半が市外の方のご利用という状況です。

滞在スタジオと交流スタジオがございまして、その下に利用率と稼働率を記載しております。稼働率について言いますと、滞在スタジオはコロナ禍前で68%から70%で、コロナ禍中が約30%でした。また、上のほうに記載のとおり、滞在スタジオの利用については、一番大きいところで2,930円でございます。

評価調書によりますと、事業目的としてはアーティストと市民との交流促進ということで、指標として、AIR、これはアーティスト・イン・レジデンスの略だそうですけども、この事業プログラムを活動指標に置き、滞在スタジオの利用率と事業化プログラムの参加者を成果指標として設定しております。

最後は、ナンバー3-3の500m美術館でございます。

こちらの概要があるかと思いますが、予算は1,200万円ございまして、その大半の1,000万円強が、年に4回、1回当たり2か月程度行われる企画展の企画運営費です。建物があるわけではないので、維持管理費自体がかかっているわけではなく、企画展示の企画費に要する経費ということです。

評価調書で言いますと、短期目的としては市民が日常においてアートを身近に接する機会の提供で、長期目的としては文化芸術活動に関わる人材の育成ということです。指標ですが、企画展の開催件数を活動指標としており、鑑賞者へのアンケート結果を成果指標に位置づけております。

説明は、以上でございます。

●平本委員長

事業ナンバー3について、ご意見等があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●谷口委員

ナンバー3-1についてです。

この項目を対象にするかどうかという話もあると思うのですが、先ほどご説明があった中では、全体予算130万円のうち、市民ロビーコンサートが指標の中心になっているのはどういう考えからなのでしょう。

市民ロビーコンサートの指標が開催回数や入場者数になっていますが、予算の割合からして、なぜこれを指標にしているのかということです。

●推進課長

私もこれは疑問でした。

恐らく、数字が取りやすいからなのかなと推察していましたが、これは原課に確認してみたいなと思っています。

●平本委員長

まさにこのとおり、成果がはかりづらいですね。できるものはこれぐらいしかないというのは想像がつくのですが、それではいけないのではないかと思いますよ。

それだったら、おおば比呂司記念室も入場者数でいいわけですし、芸術祭もそうですよね。これは確認してみましょう。

ほかにいかがでしょうか。

●小島委員

個人的に気になっていることがあります。

関連事業への補助ということで、それぞれの団体に対して補助金が出ていますよね。それから、市民ロビーコンサートも、補助金を受けている人たちにさらにといいますか、活動してもらっているということがあるとはいえ、札幌交響楽団などにお金を払い、やってもらっていますよね。芸術賞や文化奨励賞についてもそうで、それで活動している人たちにお金を払っていることになっていますよね。要するに、二重、三重に払っているのではないかと思います。

札幌市が文化芸術団体に対してお金をささなければいけないわけではないのですよね。大阪府や大阪市で大きく減額したり、廃止したりしてしまっていて、そのことの是非はあるわけですが、市がお金を出しているのであれば、例えば、ロビーコンサートをただでやってくださいと。ただというのは、補助金をもらっているのだから、恩返しとしてやりますとならないのでしょうか。

二重取りになっているのが引かかるのですよね。市の仕事として機能していただいているからと言われれば、それまでですが、ナンバー3-1の事業ではそこが気になっています。

次に、さっぽろ天神山アートスタジオについては、実際に取るお金とやってもらうことのバランスを取ればいいのかという気がしています。恐らく、今は交流があるから安く使えるという立てつけになっているのかなと思うのですが、値段を適正化し、交流活動をしていただいたらそれに対してお金を払うとしてはいかがでしょうか。

要は、便益をお互いに相殺し合う形の対応があったほうがすっきりするのかなという

ことです。安く貸し出すのはいいのですが、では、全員が交流活動をしているのかというと、多分、していないのではないかと考えていて、そのバランスが悪いのかなと思うのです。一方、してくださっている方は積極的にしてくださっているのではないかとと思うので、そのバランスが取れると公平感といいますか、何でこの人たちに安く貸し出す必要があるのかというところの整理がつくのかなと思いました。

次に、500m美術館についてです。今日見せていただいたのですけれども、実は、何も飾っていませんでした。絵は飾ってあったのですけれどもね。ガラス張りになっているところには何もなかったです。

1, 200万円というのは、画像で見せていただいた先ほどの絵みたいなものをつくってもらうための費用だと思うのですよね。それが1, 200万円だとすると、そんなに払ってまであの絵をつくってもらう必要があるのか、ということです。非常に芸術への理解のない発言をしているという自覚はあるのですけれども、これをつくって、一時的に飾って、でも、長い期間、展示するわけではないので、どこかにお蔵入りするのだとは思っています。要するに、短期的なもののためにお金をそんなに使ってもいいのかしらということが気になるということです。

例えば、東京の銀座の地下にも展示するスペースがあるのですが、契約をしているのか何なのかは分からないのですけれども、絵画のクラブが常設展をしており、入替えもしていて、絵が飾ってあったり、生け花の枠があったりするのですよね。このガラス張りのケース自体はあっていいと思うのですけれども、飾るコンテンツをつくるために毎年1, 200万円を払う必要はないのかなということです。

むしろ、絵画や書道、生け花のクラブみたいところに貸し出す、あるいは、札幌市には習字や絵画のコンクールをやられていますから、そういったものを飾るなど、役割を少し見直すとより低コストで、かつ、まちのにぎわいやアートのあるまちというふうにできるのではないかという気がしました。

今日あった絵をわざわざ見に来ている人は少ないといいますか、見た感じではいなかったですし、何のためにこれをやっているのか、ぴんときませんでした。

●総括係長

私も現地を見てきましたが、展示については、ガラスケースで囲われている部分と、壁にそのままペイントされている部分の2種類がありました。ガラスケースのほうには作品が何も展示されていなかったため、その後に、所管課に理由を確認したところ、6月28日までは展示をしていたそうですが、現在は入替えのため何もない状態となっており、7月15日から新しい作品の展示が始まる予定とのことでした。なお、入替えは一年に4回行われるとのことでした。

●平本委員長

業者に頼んで企画をしてもらい、年4回、ここのスペースに展示するのは見合ったものならいいと思うのですが、先ほどナンバー3-1で各種団体に補助金を出していて、

写真があったり、能楽があったり、いろいろあるわけです。こういうような活動をしている人たちに対し、ここのスペースに写真を展示してくださいとか、能楽の舞台のシーンの写真を展示してくださいとか、お互いに活動を促進するような形でこの場を使ってもらいたいですし、開けておく期間があるなら使うということもあり得ると思うのです。

基本的に、文化や芸術というのは成果を物すごくはかりづらいですし、B/Cのような考え方は全然フィットしないと思うのですよね。いろいろなところで市民が文化や芸術に触れることができるということがその都市の豊かさの一部だと思うので、何といたらいのか、1, 200万円が高いからもっと安くしろとか、チープな企画でいいからもっとにぎにぎしくやってくれというようなことをここで軽々に言うてはいけないと思うのだけれども、市民の文化的なレベルを上げることが最終目的だったら、細々でもいいから、そこにちゃんとつながっていればいいなと思うのですね。

私も先週の金曜日にあそこを歩いてみて、人が立ったり座ったりする壁画みたいなものを見て、ここが美術館だということを初めて見る人が理解するのかなとは思ったのです。だから、ちょっともったいないなという印象を受けました。

文化芸術絡みでほかに何かございませんか。

●飯田委員

今の500m美術館の関係です。

令和4年度の行政評価調書の成果指標として、鑑賞者アンケート展覧会内容「良い」「まあ良い」回答割合が90%と書いてあるのですが、これはどういうふうを実施したアンケートなのかと思って見てみますと、ウェブ上で実施したとあったのですね。恐らく、現地にもQRコードがあって、そこから読み取って回答できたりするのかと思いますよね。でも、時々、私もそこを通りますけれども、立ち止まってわざわざ鑑賞している感じの方はあまり見かけません。そうすると、このアンケートにまで答える方というのは、本当にじっくり立ち止まって見て、アンケートに答えるということまでされる方なので、ごく限られているのではないかというイメージを持つのです。

その限られた回答された方の90%がよいという回答だったかもしれませんが、そもそも、このアンケートに一体何人が回答しているのかを見ないと、このアンケート指標がどれだけ実態を表しているのかが分からないなと思いました。ですから、アンケートの回答者数等を見せていただき、検討させていただきたいなと思います。

●平本委員長

これは大事ですね。率だけしか書いていないと、2人が3人しか答えていなかったらとんでもない話になってしまいますので、飯田委員の言うとおりに思います。これは事前にお尋ねしておきましょう。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

それでは、次に、事業ナンバー4の福祉の相談窓口についてです。

●推進課長

資料1の5ページをご覧ください。

事業ナンバー4の区役所福祉の相談窓口運営費でございます。

こちらは、札幌市全10区の福祉関係の窓口を案内しているコンシェルジュという案内人を配置し、その配置経費として年間約2,500万円程度の予算で運営しているものでございます。

第1回委員会では、予算額に対し、どのぐらいの作業をされているのかが分かりづらい、活動指標が案内件数となっているが、案内件数を上げる、下げるは指標設定とどう関係するのかが分かりづらいなどのご意見が出たところです。

今後の論点、ポイントのたたき台としては、あるべき姿に基づく事業構築、窓口案内の在り方はどうあるべきか、端的で申し訳ないのですが、その一行を記載しております。

補足資料はA4判横の紙です。

コンシェルジュを各区役所に常時1名配置しておりまして、区役所には介護関係、障がい関係、生活保護、年金、子育ての窓口など、各種の窓口があるのですが、左下の囲みにあるとおり、適切な窓口への案内、混雑時のフロア整理、基本的な問合せ対応等を担っていただいております。狙いとしては、これらによって適切な窓口への案内を行い、たらい回しのリスクの解消、窓口混雑の緩和ということがあります。

行政評価調書を見ていただくと、指標設定は活動指標のみで、案内員による市民の案内件数として合計40万回ほどを目標としており、実績は38万件ほどでございます。

●平本委員長

それでは、事業ナンバー4についてのご意見等があればいただきたいと思います。

事前に田中課長と少し話をしたのですけれども、そもそも、40万件や38万件というのは1年間で対応できる数なのでしょうか。この数字は妥当なのでしょうか。

●推進課長

こちら、区役所のようにですが、窓口がずらっと並んでおります。敬老の窓口もあれば、障がいの窓口もあります。これは、区役所によってやり方が違うのかもしれませんが、一番奥に案内員がおりまして、そこに座っておられます。先ほど平本委員長がおっしゃったとおり、年間38万件ということと言えますと、10区ありますので、1区当たり3万8,000件です。1年で244日稼働しているとしますと、1日当たり百五、六十件という計算となります。

●小島委員

1時間で20人ぐらいですかね。それぐらいならばさばけなくはないのかなと思います。ただ、そんなに複雑なことをさばいているということではなく、ちょっと聞かれた際に案内をしているぐらいの感じかなと思っています。

しかも、端のほうにいるのですよ。入り口のほうにはいるのですが、実際に見た感じ

ですと、いないと誰も案内しなくなる、聞けなくなるという問題はあるでしょう。でも、この人がいないと本当に困るのかというと、判断がなかなか難しいという感じですね。

●平本委員長

ほかにいかがでしょうか。

●飯田委員

案内員の方が業務委託だということですよ。たしか、派遣の方に来ていただいているという話だったと思うのですが、派遣されている方としては、業務報告があり、何件を案内しましたという感じになっていて、それを基にこういうものをつくっていると思うのです。

でも、その案内の定義といたしますか、どの程度のことをしたら1件と数えているのかをそもそもの疑問として思っております。そのカウントの仕方によっては、案内とは言えないようなものまで含めていて、これだけ件数が多くなっているということもあるのかなという疑問もありまして、どうカウントしているのかをお聞きしたいと思いました。

これは、月ごと、あるいは、区役所ごとでそれぞれ数字が上がってきているものを集計されているのかなと思うのですが、恐らく、中央区役所とそのほかの区役所で混雑具合も相当違うかなと思うのです。または、時期によつての違いもかなりあるのかなと思いますので、区役所ごと、それから月ごとなど、もう少し細かい数字を見せていただいて、場合によっては、全部の区、あるいは、全部の月に同じような配置が必要なのかどうかということを見通せる可能性もあるのかなと思いましたので、検討の材料になるようなものをいただければと思います。

●平本委員長

ほかにいかがでしょうか。

●谷口委員

窓口の案内というのは、この方のみがやっているのでしょうか。ほかにも重複しているようなサービスがあるのかどうかを知りたいです。

●推進課長

福祉関係の窓口が並んでいるのが3階なのですけれども、1階に総合案内のブースがありまして、そこには常時1人か2人が配置されています。区役所には、福祉だけではなく、戸籍の窓口もあれば、地域振興の窓口もあり、いろいろな窓口がありまして、全体の窓口を案内する担当案内を去年から全区役所に導入しております。

また、それとは別に、おくやみ窓口ということで、お亡くなりなされた方の手続きの担当があります。いろいろな手続きがあって大変なので、あなたに必要な手続きはこれとこれ、窓口はこことここですよ、と案内をするようなものを設けています。

本当はこのおくやみ窓口についても全部をそこで完結できればいいのですが、場合によっては介護の窓口に行かなければならない、高齢者の窓口に行かなければならないということがあります。ですから、コンシェルジュを入れると三つの案内窓口があ

るということです。

これらがそれぞれどう機能しているのかは聞いてみてもいいかなとは思いますが。

●平本委員長

ちなみに、三つとも外部委託しているのですか。

●推進課長

三つとも外部委託です。福祉の窓口については保健福祉局総務部が区役所の福祉部門を総括しており、派遣会社に外部委託しているのですが、おくやみ窓口と総合案内については、区役所全般を取り仕切っている市民文化局地域振興部で契約をしています。今回議題となっている福祉の案内窓口が2,600万円で、一方、総合案内とおくやみ窓口を合計すると8,900万円くらいとなっております。

●小島委員

今、ご指摘があったように、機能重複はしているのですよね。1階にいる人たちと3階にいる人たちで機能重複はしているのですけれども、物理的に離れているので、やややむを得ないところもあるのかなと思います。

こういう委員会で言う表現としては適切ではないのですけれども、きちんと機能していない感じがもやもやするという感じなのです。必要なんでしょうけれども、何にもしていないのよなという感じがあって、そこが気になったところです。

他市の業務改善（BPR）の仕事もしているのですけれども、この手の窓口で、例えば、待合の札を取るときに間違えてしまい、待っていたのだけれども、あなたは違う窓口の札を持っていますので、ほかの窓口のものを取り直してくださいと言ってもめるといようなことがあるのですよね。せつかく人がいるのだから、そこで案内する、あるいは、間違えないように聞き取って番号札を渡すなど、もう少し積極的に介入してもいいのかなと思ったのです。でも、そうではないのにこれだけお金をかける必要があるのかにやや疑問があるということです。

●平本委員長

ほかにいかがでしょうか。

●谷口委員

今回ご質問にご回答をいただくとき、同じような案内サービスとの関係についても今回ヒアリングの対象になる部門からご説明があるのでしょうか。

●推進課長

部署が違うのですが、そちらの状況を聞いた上で答えていただくというような可能性もあるかと思えます。他の案内窓口との関係性はどうなっていますかという質問をしたら、それについての回答はいただけると思えます。

●内田副委員長

素朴な疑問として三つも要るのかなと思います。民間では、普通、総合窓口は一つで、違うセクションごとにつけるのかなと思います。

また、38万件ということですが、そんなに迷っている人がいるのですかね。同じ人が総合窓口で聞いて、3階に行ってもまた聞いているのですか。1時間に20人というのは盛っているといえますか、多いのではないかと思うのです。

そんなに迷っている人がいるのですかね。

●推進課長

私も区役所での勤務経験がありますけれども、混雑時、あるいは、年度末、年度初めは区役所の窓口がかなり混雑します。我々、管理職がこぞって外に出て案内する必要がある、というぐらいの混雑感があります。

今日は月初めの最初の月曜日で、午前中であれば、窓口はそこそこ混んでいるのかなと思います。でも、シーズンオフはそこまでではないのかなと思います。

先ほどの意見交換でもありましたけれども、時期や区によっても多分変わってくるところかなと思います。

また、先ほど小島委員がおっしゃっていたように、いろいろな自治体がいろいろな窓口の在り方を、総合案内であったり、電子窓口であったり、いろいろな工夫を凝らしながら窓口形成をしておられるので、どういうところに向かっていけばいいのかもあるのかなと思います。

●平本委員長

決して悪いことではないと思うのだけれども、ちゃんと機能しているかどうかが重要ですよ。

ほかにいかがでしょうか。

●飯田委員

1点追加です。

先ほど案内についてどういうふうに1件とカウントしているのかの話をさせていただいたのですが、それとも関連し、資料でいただいていたうち、区福祉の相談窓口運営費事業概要の記載内容だと、単純に窓口を案内するだけではなく、左下にいろいろなサポートが書かれていますよね。実態としてどこまでのことを案内の方がされているのか、内容として意義が感じられるようなものであれば予算をかけても置いていただく意味合いがあるかと思うのですが、そうではなく、何の御用かを聞いて、ここの窓口ですよと言うだけだとすると本当に必要なかと思しますので、やはり、実態を聞いてみないと必要性も見えてこないのかなと思います。

この資料にはこうありますけれども、実態はどうなのか、具体的にどういうことをされてるのかをヒアリングではお聞きしたいなと思っております。

●平本委員長

おっしゃるとおりで、実態がよく分からないということです。

●内田副委員長

この漫画のようにもし話しかけているようだったら数も変わりますね。これはやって

いるのですかね。そうしたら増えますよね。

●**総括係長**

保健福祉フロアの入口付近に案内席を設けているので、そこを通りかかった人から、どこの窓口に行くべきかと質問された場合にご案内するという業務が多いと思います。

●**小島委員**

積極的に介入する感じではないですよ。何か聞かれたら答えますみたいな感じかなと思います。

●**改革推進室長**

今はコロナ禍でもあるので、中に入っているのだと思います。四、五年ほど前、東区で課長をやっているときは、バインダーを持って外に立ってやっていました。でも、今は少なくともやっていないですね。

●**総括係長**

例えば、この区役所ですと、3階が保健福祉フロアなので、こちらにエレベーターがあつて、市民の方は案内席を通過してこちら側に来るのですよね。行きたい窓口が何番かわからない人はここで聞くのですけれども、記載台や番号札の機械は向こう側にあるので、ここまで歩いてきて、また案内席まで戻って申請内容を聞きに行くというケースはあまりないかもしれません。

●**平本委員長**

その場所にあるということは窓口の番号を教えることが主たる業務ですよ。あなたは4番ですよと言う、そういうことになりそうな感じがしますね。

では、そういう実態について教えていただきたいということです。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●**平本委員長**

続きまして、事業ナンバー5のはり・きゅう・マッサージについてです。

●**推進課長**

資料1の6ページの事業ナンバー5のはり・きゅう・マッサージについてです。

こちらについても第1回委員会で皆さんからかなり多くのご意見が出た項目でございまして、ややもすると特定の方向けのサービスのように見えてしまうということがありました。あるいは、事業目的として健康寿命の延伸が掲げられているものの、定量的な把握が困難というような記載が行政評価調書にもありまして、効果測定をどのように考えていけばいいだろうかというようなことが話題になりました。

これを受けての論点、ポイントです。これも短くて申し訳ないですが、本事業の受益者ターゲットがどうあるべきか、それから、時代背景に照らし、本事業をどのように考えるべきかということがあるのかなと思っております。

事業の概要の説明ですが、補足資料を入れさせていただいております。

昭和30年代から始まっている事業で、いろいろと変遷しながら今の事業スキームにたどり着いています。高齢者の健康の保持・増進を目的に、65歳以上の市民を対象に、市が指定しております340ほどの指定施術所ではり・きゅう・あんまマッサージを受けられるというものでございます。

施術は1回につき1,000円の助成金を5回まで受けられます。施術の標準料金は約3,000円です。自己負担は、本人が2,000円分、市の負担がこの1回の助成で1,000円分となります。

受給者の推移を下に記載しておりますが、予算額としては、毎年度、1,200万円ほどを確保しておりますが、申請者数が2,000人前後です。助成額の合計額でいきますと600万円から700万円です。

したがって、一番右に記載のとおり、1回当たり2回から3回のクーポンということで、予算執行率は6割程度です。毎年度、予算を余らせているという状況でございます。

このことについて、事業評価調書を拝見しますと、助成券を交付しても利用しない方が一定数いるということが課題だという記載もあります。

こちらの事業概要は、以上でございます。

●平本委員長

それでは、この事業につきましてご意見等をいただければと思います。

これも不思議です。コロナ禍のときにも申請者や利用者があまり減っていないのです。合っているかどうかは分かりませんが、密を避けろ、接触してはいけないとあれだけ言われても、これを利用している人たちは着実に利用されたというふうに見えますよね。ある意味、コロナ禍の影響を受けなかった面白い事業だなと思いました。

●小島委員

数字だけを見ますと、5回まで使えるのだけれども、3回前後ということですから、すごく必要なのかと言われると、そうでもないということなのかなと思います。

●推進課長

5回使った方もいるでしょうが、助成券をもらった上で全く使わなかった方も相当数いる可能性もあります。

●小島委員

私自身、はりきゅうに行くのですけれども、行く人は継続的に行かなければいけないのだらうなと思っているので、3回で本当に済むのかとも思うのです。

●平本委員長

そんなに頻繁に行くのが普通なのですか。

●小島委員

1か月に行くか行かないかですが、券があるから行くみたいな人もいるのかなみたい

などと思いますね。

●谷口委員

これは分布を見ないと分からないですね。5回利用している方ともらっても使っていない人がいるという可能性もあるのかなという気がしました。

●推進課長

それは確認し、出させます。

●小島委員

データがあればお願いいたします。

結局、この人たちに補助が出るけれども、保険適用外のリラクゼーションには出ませんという中、何で特定の人だけにこのサービスを提供し続ける必要があるのかについては説明がなかなか難しいですね。

●平本委員長

これもこういう場で言うのは適切ではないと分かって言うのですが、はり・きゅう・あんまマッサージ、指圧については、例えば、目の不自由な方々へ福祉的な目的でやっているという可能性はあるのですか。

●推進課長

制度の開始当初にはそういう要素がもしかするとあったかもしれませんがね。ただ、現状は、いろいろな変遷をたどってきていまして、直近で言いますと、大きく見直しをしたのが平成30年度でしたか、そのとき、65歳以上の方の高齢福祉という目的とされています。

●総括係長

制度開始時は国民健康保険に入っている方のみが対象とされていたのですが、この制度のあり方を検討する過程で、対象者についても見直しし、札幌市民全体に広げたという経緯があるようです。

●内田副委員長

平本委員長が言われているように、そういう人たちを支援するという目的が入ってると思うのですけれども、普通に高齢者の健康の保持・増進で、かつ、保険の効かない施術だけを対象としているということであれば、いわゆる凝りを取りに行くといいますか、何でリラクゼーション店舗は駄目なのかという説明ができなくなりますよね。このように論理的に考えようとするちょっと違うよなと思うのです。

●小島委員

ちょっと破綻している感じがしますよね。恐らく、高齢者にお出かけといいますか、家に籠もっていないで引っ張り出すというニュアンスの事業なのだと思うのです。でも、何とも筋が悪いなという感じではありますね。

今ご指摘をいただいたように、健康保険の対象ではないので、治療ではないわけですよ。だとするとマッサージの類いとなるので、市がお金を払う必要があるのかという

ことになりますね。

●平本委員長

他都市の状況を見ると、例えば、所得制限を設けていたり、特定の病気、資料には新潟県は水俣病と書いてあるけれども、これは第2水俣病ですね。こういうようなお話だと思うのです。

こういう何かの意味があるものだったら少しは分かるのです。今、内田副委員長や小島委員がおっしゃったとおりで、論理性がややないのかなというような気がします。やるのなら、てもみんなに行っても助成が受けられるというのが筋だと思います。でも、本当にそれが高齢者の健康寿命の延伸や福祉の向上にプラスになっているかという、利用者数を見ると、必ずしもそうは見えないというあたりがちょっと悩ましいなという印象です。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

それでは、ルーツも含めて確認してみるといいのかなということですね。

●推進課長

原課で答えられるのか、もしかすると答えにくいところもあるのかもしれないですけども、事業目的といいますか、どういうことを背景に、どういう事業目的でここに行き着いたのかを話してもらおうということによろしいかなと思います。

●平本委員長

そういうことにしましょう。

最後に、施設関係です。

事業ナンバー6についてご説明をお願いいたします。

●推進課長

資料1の8ページをご覧ください。

事業ナンバー6として二つの国際交流施設を掲載しております。

冒頭に説明したとおり、以降の施設は指定管理制度により運営しているものでございまして、お手元の資料2-2に施設概要やこの5年間の予算額、あるいは、施設利用状況等を掲載しておりますので、必要に応じてこちらも参考として確認していただければと思います。

まず、国際交流関係施設のうち、札幌国際交流館です。

こちらは、白石区にあります文化スポーツ施設でございまして、外国人との交流を行うところとなります。そして、留学生交流センターは、豊平区にあります留学生のための支援施設です。

第1回委員会では、札幌国際交流館について、利用率が低迷しているようだが、市民と外国人はどのように交流しているのか、留学生センターについては、他の大学でも一

定の留学生支援などを行っており、特定の施設を市として設置することが必要なのかどうなのかといったご意見をいただいたところでございます。

これを受けての今後の論点・ポイントといたしましては、いずれの施設とも施設の設置目的が市民と外国人との交流であります。その施設目的に照らした成果をどのように上げているのか、それから、特にナンバー6-2について、は各大学等で行っている支援施策と申しますか、市で実施する意義としてどのようなことが挙げられるのかとしております。

施設の詳細につきまして、別添の資料で少し補足をさせていただきます。

まず、札幌国際交流館ですけれども、平成8年度に開設したものでございまして、国際交流を支援する拠点でありますJICA北海道と隣接した施設となっております。ホール、体育館、プール等が備えられており、コロナ禍前は年間で約9万人の利用がありました。そして、指定管理費用は1億円強でございます。

また、留学生交流センターは、平成12年に設置しているものでございまして、単身の居室80室、世帯用居室20室、合計100室で、留学生へ宿泊、居住の支援を行っています。コロナ禍中、入居率が約6割ですが、今年度は回復傾向で、約9割の入居率となっております。そして、指定管理費用は大体1,200万円でございます。利用料金もいただいており、それで運営をしております。

国際交流関係の2施設の説明は、以上でございます。

●平本委員長

まず、ナンバー6の二つの施設ですが、こちらにつきましてご意見等をいただければと思います。

●飯田委員

札幌国際交流館ですけれども、ホームページを拝見しました。キッズのためのスクールが開催されていたり、大人向けのスクールが開催されていたり、充実したものはあるようですけれども、国際交流イベントで見ると、単発のものや短期間のものが若干書かれているだけで、全体を見た印象としては区の体育館と同じように思えました。

区の体育館と同じような位置づけでやっている施設ということであれば意義はあるのだと思うのです。そうではなく、国際交流が目的だとすると、国際交流の占めている割合が少ないように見えたのです。中級中国語講座も短期間で、メラニー先生と外国語で遊ぼうというものも短期イベントです。常設の交流できるものは今見る限り見当たりません。

スイミングや卓球の講座も外国の方が講師をされているということでもないようなので、区の体育館と同じようなことをやっているように見えるのです。そうすると、この事業内容でこの施設の使い方でのいいのか、何か位置づけが違うように見えたので、見直す必要はないのだろうかと思いました。

●平本委員長

JICA北海道の建物に隣接しているから国際交流とついているけれども、実態は区の体育館ではないかということですよね。私もJICAの仕事であそこに何度行ったことがあるので、分かりますけれども、実際のところ、そんなふうに見えますよね。

●小島委員

国際色が全然ないのです。何で無理やり国際という名前をつけたかがよく分からないというのが正直なところです。

●推進課長

そもその背景を探ったらいいかもしれないですね。

●小島委員

ここは国際部が所管しているのだけれども、何か別の普通のスポーツ施設にしてしまったほうがむしろすっきりするのではないかなと思います。

●平本委員長

つくるときに補助金を国からもらったなど、そういういきさつはあるのでしょうか。

●推進課長

実は、これまで、指定管理者は札幌市スポーツ協会という市の出資法人が担っていたのですが、今年度からはセントラルスポーツ株式会社が主体の管理者となりましたので、まさにスポーツ会社なのです。ただ、文化ホールがございます。

●小島委員

基本はジムですよね。何でここを国際交流館にしているのか、いま一つぴんとこないですね。

●改革推進室長

これが建物の総合案内です。5階建てでして、次の写真が1階のジムの券売機のところです。

●推進課長

こちらは札幌市の施設なのですが、職員研修所が5階に入っています。そして、3階には我々が健康診断を受ける場所となります。あとは、民間団体といいますか、北海道結核予防会やシルバー人材センターなどに区分所有で貸付けを行っています。そして、その反対側にJICA北海道の施設があります。

●平本委員長

区民体育館として機能しているのならそれはそれでいいのですが、国際とするのではなく、区民体育館とすればいいのになと思います。

●推進課長

基本的には1区に1体育館があるという状況でして、白石区にも白石区体育館がありますので、その関係も出てくるのかなと思います。

●平本委員長

留学生交流センターも含め、ほかにいかがでしょうか。

●内田副委員長

留学生交流センターに関し、大学の内訳を聞いてみたいと思います。

●平本委員長

あの地域にあるなら北海学園の学生が多いかもしれないですね。

●内田副委員長

でも、それだけであれば北海学園でやってもらえばいいという話も出てきますね。

●平本委員長

国際交流は難しく、何をすると国際交流になるのかは分からないのです。公営の安く泊まれる施設があるから札幌に留学しようというインセンティブになっているとしたら少しは意味があるのかもしれませんが、ただ、今の時代でもそれを本当に行政がやらなければいけないかどうかは考える必要があるのかなと思います。

●小島委員

昔はそういう施設が少なく、増やしたいということはあったと思うのです。ただ、多くの大学が自前で留学生支援策を拡充させている状況の中で、これを市の事業としてやり続ける必要があるのかについては疑問が残りますね。

●平本委員長

では、そこを確認したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

●飯田委員

国際交流館についてですが、市民と外国人との国際交流事業というのはこれ以外にもあるのですか。

●推進課長

あるかと思います。他の団体、例えば市の関連団体の札幌国際プラザでは、講座やイベント、あるいは、多文化共生の事業は結構行っています。そういう意味で言いますと、この施設があるからこそ何ができるのかこともありますので、それも併せて聞いてみると良いかもしれませんね。一般の国際交流と違って、どういうことが売りになるかですね。

●平本委員長

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

次に、事業ナンバー7の保養センター駒岡について、ご説明をお願いいたします。

●推進課長

資料1の9ページをご覧ください。

こちらはたくさん議論があったので、皆様もご記憶のとおりだとは思いますが、第1回委員会では、休養ホーム自体が全国的に見直しや廃止の傾向がある中、利用

率がどうなっているかを確認すべきではないか、あるいは、公共が担う必然性がどこにあるのか、利用されているのは地域の方が多いのかなどがございました。

それを受けての今後の論点・ポイントですが、利用者数や居住エリアを確認すべきではないか、あるいは、民間の代替施設があるのであれば、全国的に同種の施設が廃止、縮小傾向にある中で公共として在り方をどう考えるのかを挙げております。

施設概要は事業説明資料としてお手元に配付しておりますが、宿泊時の稼働率で言いますと、コロナ禍で7割強です。休憩施設というのは温浴施設となりますが、その利用者はコロナ禍で8万人から9万人です。

施設の概要は、以上です。

●平本委員長

それでは、これにつきましてのご意見等をいただきたいと思っております。

●内田副委員長

これは札幌市老人休養ホーム条例が関係すると書かれていまして、その第3条を読んでもみると、利用することができる者は本市に居住する60歳以上の者及びその介添者、その他市長が特に必要と認めた者とあります。

これは旅行サイトにも掲載されており、予約がすごくされているのですよね。ただ、事業費のところを見ていただくと、お金の使い方ですが、令和4年度決算はキャンセル補填や減収補填や光熱水費高騰支援など、使い方もあまりよくないなと思っております。

でも、本当にすごく人気があるみたいで、予約も結構埋まっている感じです。

また、一般の人がお風呂だけを利用するときの料金が440円なのです。札幌市の銭湯が480円です。予約は取りにくい状況です。つまり、条例の理念に沿っていないような感じです。

この後で出てくるユースホステルもそうですけれども、宿泊補助です。あれには大義名分があって、ホテル業界へのインパクトがあると思うのですけれども、これは何のためにやっているのかがよく分かりません。

●推進課長

補足させていただきますと、キャンセル補填、光熱水費補填は、コロナ禍になり、札幌市の指定管理施設は423施設と申し上げましたが、各施設では結構苦しくなったのです。指定管理施設に対し、キャンセルが出たものを一律に補填する、これは体育館や音楽ホール、あるいは、区民センターの集会室など、そういったところも含め、補填させていただいたという経緯がありまして、コロナ禍特別対応ということです。

光熱水費の関係も、電気代の高騰等々がここ最近かなり続いていて、この指定管理者制度というのは、5年間の基本基準額というのをあらかじめ決めた上で運営するので、5年後になると合わないものが出てくる時に市が補填していくという制度運用をしているので、キャンセル料なり光熱費は特例で市として補填したという経緯はございます。

あとは、その条例との関係でいきますと、指定管理施設については、設置条例という

のを必ずつくっています。ですから、先ほどの国際交流会は国際交流館設置条例というものをつくって、その第3条に、まさに内田副委員長からご指摘のあった利用目的をそれぞれ記載しています。国際交流館であれば、市民と外国人との交流を目的とするみたいな感じになります。

この休養老人ホームの場合は、60歳以上の高齢の方の休養に資するものということで、問題は、その他市長が特別に認める者というところで、一般の利用も可としているよというようなところが、恐らくこれに入ってきているのかなと思います。

理念と条例が合っているのかについては、確認させていただきたいと思います。

●飯田委員

前回の委員会でも、こちらの保養センターについては、市として設置、維持管理していく必要性がどこまであるのかという議論が出てきたところで、その中で、以前、事業仕分けの中でという話が出ていたかと思います。

今回いただいた事業説明資料の経緯にその辺りが書かれていて、行政評価で不要で廃止するという判定がされたのだけれども、その後、署名運動や、存続を求める陳情があって、あり方検討委員会というものが設置されて、それを経て活用に係る基本方針が策定されたといった経緯があるようですね。

そのときの報告書をそのまま出していただくと、恐らく、かなりのボリュームのものだと思うので、そこを読み込むのは難しいかもしれないですけれども、いろいろ詳しい検討が一度されているということかと思いますので、検討された事情の概要が分かるようなものを何かお出しただけると、そういったものを踏まえて今回改めて検討ができるのかなと思いますので、可能であれば出していただけると助かります。

●推進課長

活用方針はホームページに記載があるのですが、概要をまとめてご説明してもらいうにします。

●小島委員

それから、同じところに、宿泊料・休憩料を改定とあるのですが、先ほど内田副委員長からご指摘いただいたように、旅行サイトでいっぱい予約がされているにしては、随分お安く設定しているよねというところがあるので、完全に商売が下手なだけではないかという感もしています。ダイナミックプライシングではないですけれども、7月とかこれからお客さんがいっぱい入ってくる時期に食事つきで1万3,500円とずいぶん安価な金額になっているわけで、それは予約で埋まるという話だと思うのです。もう少し高く設定して市から入れる金額を減らすというところもひとつ見直しポイントとしてはあるのかなと思います。

先ほどの銭湯よりも安いというのは、多分、それは営業妨害だという話になりますよね。

●平本委員長

本当にそうですよね。民業圧迫と言われる典型例の一つですよね。

●小島委員

そこも含めて、ちょっとおかしいのかなというところがあります。

●推進課長

料金設定の考え方についても確認します。

●平本委員長

私は、やはり他の政令都市でこの手の保養施設がもうなくなっている中で、札幌市が維持しなければいけない合理的な理由があるならお聞かせいただきたいと思います。平成28年にリニューアルしてしまっていますが、民間に売るという方法だっていると思うのです。

やはり、やや時代に反してるような気がいたしました。

ほかにございませんか。

●本間委員

事業内容の取組内容のところの介護や支援を要する方及びその介護を行う家族等への支援とありまして、やはり介護を行っていらっしゃる方はこれからも増えてくるので、こういう施設はあったほうがいいのかなどは思うのです。ただ、本当の意味で介護している方がここに来られるようなメニューが果たしてあるのか、障がいや介護されている方に対して単純に値段を数百円程度安くしているのだよということであれば、ちょっと違うような気がしています。

今見たら、ケアマネジャーがいらっしゃるということですが、具体的にこの方が何をしているのかが気になりました。

●平本委員長

おっしゃるとおり、ケアマネがこういう保養施設にいる必然性は全然ないですよ。

●推進課長

恐らく、この辺りが先ほどの見直し方針を打ち出したときに、やはり札幌市としての施設の意義ということで、介護や障がいをお持ちの方も宿泊しやすい施設をつくっていきつついうところで、ケアマネを置いたり、完全バリアフリーにしたというようなところがあったのかなと思います。

そこら辺も聞いてみたいと思います。

●平本委員長

ヘルパーがいるのなら分かるのですが、ケアマネジャーは介護プランをつくる人ですよ。

●本間委員

お迎えに行くと、ヘルパーさんがついて、本当は外に出られない人たちの保養するならいいのですが、そんな感じがしないのです。

●平本委員長

ついでに、そのときに家族もついていって、その1泊2日だけは家族がふだんの介護から少し解放されるというコンセプトなら行政がやる意義があるかもしれないですよ。

●小島委員

旅行サイトに載せているのですから、恐らく、形骸化しているとは思っています。

●平本委員長

本当ですよ。

では、その辺りを確認したいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

では、次に、ナンバー8、健康づくりセンターです。

●推進課長

こちら施設でございますけれども、第1回の委員会では、こちら運動施設等々が中心であり、民間で代替できるのではないかと、公共性、公益性がどういったところにあるのかといったようなご意見がございまして、論点ポイントとしましては、その使用実態、あるいは、民間代替可能性といった点を挙げております。

施設の概要ですが、こちらに記載のとおり、札幌市に10ある区のうち3か所、中央区、東区、西区に健康づくりセンターというものが備え付けられております。一般の運動機能、運動施設のほかに、健康診断の結果に基づいて健康測定や運動指導などを行っておられるというふう聞いております。設備利用としては、コロナ禍前で3館合わせて約30万人の利用があるというところでございます。

以上でございます。

●平本委員長

では、これにつきましても、ご意見等をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

民間と何が差別化できているのか、行政がやる必然性がどこにあるのかが大きなポイントかなと思います。今、民間のジムも随分料金安くなってきていますよね。昔は、多分、もう少し高かったから、こういうところの回数券を買って、健康づくりをやっている方がいらっしやっただのではないかなと想像するのです。意味がないと思っているわけではないですが、行政がやる意義を明確に打ち出していただいで、やられるほうがいいだろうなと思うのです。

これも名前が健康づくりセンターですから、健康になっていなければいけないのだけれども、これもなかなかはかれないです。

●本間委員

事業実施における工夫点として、平成22年度の市民評価では不要の判定を受けたことから、外部有識者で設置した健康づくりセンターのあり方検討部会からの提言を受け

てとあります。一旦、廃止してもいいのではないかとされたことがあるのですね。

●推進課長

これも保養センター駒岡と同じで、当時の事業仕分けの中で廃止してもいいのではないかという結論が出て、その後に、今の健康づくりセンターのあり方検討部会の中で戻ったというか、やはり現状どおりやるべきだと。

同じように、そのあり方検討部会のものをいただきましょうか。

●小島委員

あとは、指標が抜けているというか、いただいている紙だとA判定になっているけれども、何でA判定なのかがまるっと抜けているのです。

●平本委員長

成果指標が書かれていないですよ。

●推進課長

我々の問題でもあるのですけれども、指定管理施設の場合、評価調書をつくることをマストとしていないのです。申し訳ございません。

今回、外部評価のためにつくってもらったというところがございます。ただ、指標というか、何を目的にということは聞きたいと思います。

●小島委員

それで、結局、どうなっているのかですね。単純に利用者数だけなのかという話だけれども、そうではわけですよ。例えば、運動指導をちゃんとやっていますよというところのもう少し細かい活動成果が欲しいかなと思います。

要は、ただジムを置いてありますよみたいな話だとすれば、それは別にほかのでもいいことだと思うので、そうではなくて、ちゃんとした人がチェックして健康管理をやっているというようなことがあると、もう少し見方も変わるかなと思うので、もう少し丁寧な説明が欲しいです。

●推進課長

分かりました。

●平本委員長

これは、指定管理制度の問題点でもあると思うのですけれども、結局、指定管理をやる方がやっていることがきちんと上がってきていないから、悪く言えば丸投げになってしまっているということですよ。指定管理というのは、目的があって、それをきちんとやってもらうために決めるわけだから、本当は後は知らない丸投げと見える形になっているのは、行政として本来はよろしくないですよ。

利用者は結構多いから、やめてしまえと乱暴なことをすぐに言うつもりはなくて、むしろ、ちゃんと健康づくりという名前がついているのなら、それに資するような活動になってほしいよねというのが納税者の気持ちではないかなと思います。

ナンバー8は、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

それでは、最後のナンバー9、国際ユースホステルをお願いします。

●推進課長

資料1の11ページ、施設ナンバー9、国際ユースホステルでございます。

こちら第1回委員会では民間でも民泊施設などがある中で市が設置する必要性がどこにあるのかといったご意見がございまして、これまでの施設同様、利用実態、あるいは、民間での利用代替可能性といったような点を論点として上げております。

施設の概要でございますけれども、豊平区にございまして、実は、先ほど議論に挙げられた留学生交流センターと隣接というか、一体化になっている施設でございます。半分が留学生交流センター、半分がユースホステルという状況でございます。

目的といたしましては、これもかねてからある目的ですけれども、青少年に対しての健全な旅行を奨励するために低廉な使用料で使っていただくことになっております。

利用率としては、コロナ禍前で約43%、客室稼働率は61%でございます。

●平本委員長

それでは、これにつきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

●谷口委員

いただいた資料だと、もともと計画では、指定管理費0円を予定しているということは、予定どおり行ったら支出が要らないわけですね。であれば、ここで議論する必要があるのかなとひとつ思いました。もちろん、この二、三年はコロナ禍だったから利用率が下がって、その補填があったことを前提としても、あまり声高に議論していく必要があるのかなというのは疑問に思いました。

●平本委員長

これは、多分、採算が取れていれば指定管理費はゼロなのだけれども、一方で、所有しているのは市ですから、施設の修繕や更新の費用は税金から出ているはずですね。

●谷口委員

別の予算が出ているということですね。

●推進課長

別の予算を出します。大規模修繕は市で持つことがあります。

●小島委員

この場合、減価償却が入っていないのです。

●平本委員長

札幌ドームと同じ構造ですね。

●谷口委員

施設の維持という意味では、意義があるということですね。

●平本委員長

いえ、施設の維持に税金が入っているので、それを行政が持つことに意義があるのだろうかということが、もしかすると問題になるかもしれない、そんなような意味です。

ただ、谷口委員がおっしゃるとおりで、コロナ禍前は優良事業ではあったわけです。少なくとも、指定管理費を支払わなくていいぐらい採算が取れていたというのはおっしゃるとおりです。

青少年が低廉で健全な旅行をするという意味では、いろいろな行政がユースホステル持っていて、札幌市民はここに泊まることはないのだけれども、札幌の若者が京都に行ってユースホステルに泊まる、九州に行ってユースホステルに泊まる、お互いがそれをやっていけば、その意味ではこの目的にかなうことになるのです。公設公営のユースホステルは他都市にもあるので、そういう観点からすると、ほかのところも持っていて、それが十分に利用されているのであるならば、みんなで持ち合うことが所期の目的を果たすことになるという考え方ができるのですよね。

問題は、今の時代でもみんながそういうことを思っているのかです。私は、学生だった頃にユースホステルによく泊まったのですが、それはまさに安いからです。公設のところも泊まったことあるし、分かるのだけれども、今の人たちは本当にみんなユースホステルに泊まりたがるのかが分からないです。

●推進課長

今の人のニーズですよ。

●平本委員長

特に青少年のですね。

ユースとついているから、あまり大人が泊まったらいけないような気がします。

●小島委員

多分、市が持ち続けていることのリスクみたいなものがあって、どこかのタイミングで大規模修繕するのか、廃止するのかという話はあるのかなと思います。今、短期的に黒字になっていますよねということだけで判断するのは無理だから、むしろ、黒字で買い手がつくうちに売ってしまうというのもありなのかなと思います。

要は、本来は、指定管理とはいえ、市が直営でやるということは、その代替性がないからやるべきものだと思うのです。別に、これは普通に民間企業がやってペイするような事業なのだとすると、わざわざ札幌市がやる必要があるのかという視点はあるのかなと思います。

●平本委員長

小島委員がおっしゃるとおりだと思います。多分、減価償却や修繕を入れると事業性が怪しくなる、そういう類いの施設ではないかなと想像します。

●内田副委員長

私も大体同じ意見です。

青少年を調べてみると何か決まっているみたいで、おおよそ12歳から25歳ですが、

そういう若い人がお金をかけないでいろいろ旅するときに使うなら、あってもいいなど私は思うのですけれども、実態として、例えば、お金を持っている50代、60代の人たちが使っているのだとすれば、税金として払いたくないなど思うのです。

旅行サイトを見ていると、結構予約が入っていますが、どういう年齢層が使われているのかなど。若い人だったらじゃんじゃん払いたいです。

●**推進課長**

利用実態を出してみたいと思います。

●**平本委員長**

さっきの保養センター駒岡もそうだけれども、旅行サイトに載せるということは、稼働率を上げることが目的で、それが存続の重要な条件になっているから、何か本末転倒になっている可能性がありますよね。

●**小島委員**

結局、稼働率を上げようとする、こういうところに載せることにはなると思うのです。逆の言い方をすると、7月上旬の平日に来られる若者は誰という話で、恐らく、若者ではないですよね。みんな大学や高校がある時期ですから、そうすると、ご高齢の方など、比較的時間に余裕がある方が利用されることになりますので、回ってはいるのですが、この目的に合致はしていないだろうと思います。

●**平本委員長**

なかなか難しいですね。

あまり目くじら立てずに大きな気持ちで見ようよという考えもあるし、かといって、青少年の健全な旅行をという目的に合っていないとすると、やはり税金の使い道としてはちょっとどうだろうという気持ちもあります。

●**小島委員**

結局、コロナ禍期間は、指定管理費の見直しで埋めているわけですから、市が持っていることのリスクは常について回るわけですよね。

●**平本委員長**

こういう施設を市が一切持たないということは市民に悪影響を与えとか、ユースホステルは外国の方も泊まると思うから、一部国際交流的な意味合いもあると思うのです。さっきの保養施設もそうですが、こういうものを行政が持っていることの意義はどこにあるのですか。

●**小島委員**

要するに、右肩上がりの経済成長の時代であれば、あるいは、国際交流、国際化みたいなものが弱かった時代であれば、こういう事業が認められたり、意義がある時代が確かにあったと思うのです。

ただ、これから世の中全体がそんなに景気がよくなるという時代の中で、このユースホステルは典型例ですけれども、民間企業でもやっています、できていますという

事業を市がわざわざ持って、しかも、コロナ禍があれば補填しなければいけない、施設が老朽化したら大規模修繕をしなければいけないという支出のリスクを負ってやり続ける必要があるのかは考えていけない、そのために外部評価委員会をやっているのだと思います。従来は必要でした。でも、今このご時世で札幌市としてもいろいろ無理が利かなくなってきた状況の中で継続するものかどうかというところは考える必要があるのかなと思います。

●平本委員長

かつては、それなりに意味があったものが、今の時代の文脈の中では少し意味が薄れているような可能性はあると思うし、そうであるとするならば、目的を再設定する、やることの意味をもう一回見直すことが必要になるのかもしれないなという気はします。特に、民泊など代替するものが増えてきてと書いてあるとおりで、ユースホステルは民泊的でもありますよね。

●小島委員

そうですね。今はそういうがあるので、別にこういうものではなくてもという話にはなりますよね。昔はなかったからというのはあるのかなと思います。

●本間委員

今、旅行サイトの口コミを見たのですけれども、ほとんどが50代です。

●小島委員

ユースではないですよ。それはそうだと思いますよ。7月の平日に来られる若い人はいないですよ。

●平本委員長

人生100年時代は50代がユースだったりするのかもしれませんが。

●本間委員

駐車場代が無料でいいと書いてありますね。

●飯田委員

ユースホステルのホームページを見ていたのですけれども、よくある質問の中に、誰でも泊まれるのでしょうかとあって、そこを見ると、もともとは若者がという文脈で書いてあって、ただ、年齢制限はありません、お子様から年配の方まで旅を愛する方ならどなたでも宿泊することができますとあります。

●小島委員

指定管理者としては、とにかく使ってほしいというのがあったと思いますよね。

●平本委員長

私が学生の頃は、ユースホステルを使うときには国際ユースホステル連盟の会員証みたいなものを年間2,000円分ぐらいで買って、それを見せないと泊めてもらえなかった覚えがありますけれども、今はそういう昭和な時代のことはやっていないのですか。

●本間委員

ただ、会員証があると何かあると書いてあります。

●平本委員長

安くなったりするのですね。

目的と合っていないさそうに見えるけれども、意味は何なのですかというそもそも論と、それから、小島委員がおっしゃるように、行政で持つことのメリットとリスクと両方あるのではないですかということをお尋ねしたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

一通り、ナンバー1からナンバー9まで終わったのですが、こうやってもう一回振り返ってみまして、優先順位的にこれは後送りにしてもいいなというものはございますか。全部を対象にすると、もしかすると、ヒアリングに時間がかかってしんどいかもしれないなということは事前に田中課長と相談しておりまして、これは少し優先順位を下げてもいいのではないかというものがあれば、ご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

●小島委員

難しいですね。

●平本委員長

例えば、国際交流館と健康づくりセンターは、目的が全然違うのだけれども、機能的には似ていますね。

●小島委員

国際交流館はちょっとひどいかなと思っていて、ただのスポーツ施設ですから、看板をかけ替えるなり、所管を変えるなりしたほうがいいとは思うのです。恐らく、市全体としてのスポーツ施設のマネジメントや配置の効率性の中で議論をしたほうがいいと思います。これは、個人的には何だかなと思っています。

それなりに意義があるという意味では、健康づくりセンターのほうが、やや優先順位が低くてもいいかもしれないですね。

●平本委員長

おっしゃることは分かります。私も、国際交流館のほうが、目的と実態とがかけ離れていると思います。

今回は、このナンバー8の健康づくりセンターを外して、こっちは2次評価でご確認いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●平本委員長

一つ減らしても焼け石に水ですが、それでも、20分ぐらいは時間が短くなるかなと思います。

●推進課長

文化芸術振興関係は全部見たほうがよろしいでしょうか。

●平本委員長

文化芸術振興費とさっぽろ天神山アートスタジオと500m美術館はどうでしょうか。

●推進課長

皆さん、さっぽろ天神山アートスタジオと500m美術館はかなり話題にされていたので、意義はあるかなと思います。

●平本委員長

文化芸術振興費の団体補助も、かつてはもう少しあったのが、六つに絞り込まれているわけですね。今は、どういう基準でこれらに絞り込まれているのか。

●小島委員

議論してもいいのではないですか。放っておいたら、このままだらだら継続して行く感じかなと思うのです。

●平本委員長

一回、外部からチェックを入れることに意味があるということですね。

それでは、皆様のご意見を集約しますと、今回、9区分14事業のうち、ナンバー8の健康づくりセンターは外部評価から除外して、2次評価で少しご確認いただくと。残りについては、8月のヒアリングで、種々、ご説明をいただくということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●平本委員長

ありがとうございます。

それでは、そのように決めさせていただきまして、今日の議論を踏まえた上で、8月4日のヒアリングに臨みたいと思います。

それでは、ただいま、ご議論いただいたということをございまして、議事は以上でございます。

最後に、事務局より報告事項についてお願いいたします。

●推進課長

今日は、ご議論をありがとうございます。

次回委員会ですけれども、所管事業部局をお呼びしてのヒアリングということで、8月4日金曜日の13時から予定しております。

本日おまとめいただいた委員会としての質問事項は、事務局で整理させていただきまして、各部署にご連絡して、当日ご説明いただくように求めたいと思っております。

文書は事前にもらったほうがよろしいでしょうか、それとも、当日でもよろしいでしょうか。

●平本委員長

もし事前にいただけるなら、ざっと目を通してからのほうが良いと思いますけれども、難しいですか。

●小島委員

間に合えば、取りあえず送っていただけたらどうでしょうか。

●推進課長

分かりました。

随時、メールでのご連絡と思いますけれども、目を通していただけるようにご案内できればと思います。

ほかに、プラスでこういうのを聞きたいというものがあれば、今週中をめどいただくと大変助かりますので、よろしく願いいたします。もちろん、ヒアリングが終わった後に、さらに追加ということでも全然構わないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点、今日、施設を少し見学させていただいたのですが、今回は施設系が結構多いので、委員の皆様で、もし都合がつけば、施設見学があってもいいのかなというふうに思っています。それで、この後、調整のメールをさせていただければと思うのですが、恐らく、委員の皆さんもお忙しいので、全員がというのは多分不可能なかなとは思っておりますが、可能な方というような前提で、視察ツアーをつくれればと思っております。

今、7月31日の月曜日の午後が手前どもの車を用意できる候補日にはありますが、ほかにも含めて調整させていただきたいと思っておりますので、ご連絡をいたします。

以上でございます。

3. 閉 会

●平本委員長

今日は、長時間にわたってご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

以 上